

区役所からのお知らせ

**窓口の
お呼び出し状況**



**区役所へ来庁せずに
できる手続きもあります**



**北部・南部サービスセンターでは
証明書発行業務を行っています**

〈北部サービスセンター〉 ☎6791-0446
場所／加美鞍作1-9-3

〈南部サービスセンター〉 ☎6709-1201
場所／長吉出戸5-3-58

コミュニティプラザ平野(区民センター)2階
業務日時／月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 9:30～16:15

毎年7月は、社会を明るくする運動強調月間です

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。



立ち直りを支える家庭や地域をつくるためには、地域のすべての人たちがそれぞれの立場に関わっていく必要があります。“社会を明るくする運動”では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

～あなたもできることから始めてみませんか～

問合せ 安全安心まちづくり課 ⑳番窓口 ☎4302-9734

令和4年度 平野区二十歳のつどいを開催します

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、毎年開催していた「成人の日記念のつどい」は、令和5年以降も、これまでどおり20歳の方(その年度に20歳を迎える方)を対象に、「二十歳のつどい」として開催いたします。



日時／令和5年1月9日(月・祝)
場所／コミュニティプラザ平野(平野区民センター 長吉出戸5-3-58)

対象／平成14年(2002年)4月2日～平成15年(2003年)4月1日生まれの方
※開催時間は未定となっております。決まり次第、広報紙及び平野区ホームページに掲載いたします。

問合せ 安全安心まちづくり課 ⑳番窓口 ☎4302-9734

コンビニ交付は便利!早い!安い!

マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(※コンビニ交付の利用登録をしたカードに限る)をお持ちの大阪市民の方は、全国のコンビニにあるマルチコピー機で住民票の写しや印鑑証明書等をお取りいただけます。



詳細についてはホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問合せ 住民票・印鑑登録・戸籍証明について
市民局住民情報担当 ☎4305-7345
税の証明について
財政局管理グループ ☎6208-7742

子育て情報

キッズプラザ大阪からやってきた魔法の板“カプラ®”であそぼう

内容／一枚の板をつなげたり、積み上げたり、重ねていくことで、さまざまなものが出来上がります。崩す時の音も素敵です。子どもから大人まで夢中になる魔法の板“カプラ®”。キッズプラザ大阪から1万枚がプラザにやってきます!今年の夏、家族でも体験しよう!

日時／8月13日(土)～23日(火)
場所／平野区子ども・子育てプラザ
対象・定員／乳幼児と保護者や小・中学生等日によって対象がかわります。(概ね20人程度)

料金／無料
申込／8月1日(月) 9:30～
電話・来館で予約受付開始(先着順)

問合せ 平野区子ども・子育てプラザ ☎6707-0900

防災・防犯情報

外国人の不法就労防止にご協力ください

- 在留期間は切れていませんか?
- 働くことが認められている在留資格ですか?
- 外国人の雇用・離職の際は、ハローワークへの届出をお願いします。

問合せ 平野警察署(喜連西6-2-51) ☎6769-1234

熱中症にご注意を!!



熱中症は予防が大切です。喉の渇きを感じる前にこまめに水分補給を行いましょう。特にマスクをしている時は喉の渇きを感じにくいと言われております。水分補給の時刻を定める等、こまめに水分補給を行ってください。無理な運動や作業を控え、室内ではエアコンを使用して快適な環境にしましょう。換気も忘れずに行ってください。

問合せ 平野消防署(予防担当) ☎6790-0119

くらしの情報

国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。

現在のものは8月から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、平野区役所保険年金担当までお問い合わせください。

問合せ 保険年金課(保険)⑰番窓口 ☎4302-9956

後期高齢者医療制度の改正にともない、7月(水色)と9月(黄色)に被保険者証を送付します。また、7月に保険料決定通知書を送付します。

後期高齢者医療制度の対象の方に、被保険者証(水色)を7月上旬に送付します。被保険者証(水色)の配達時に不在の時は郵便局に保管され、お知らせが投函されます。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お住まいの区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。なお、現在の被保険者証(桃色)は8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。



10月の制度改正により、住民税課税所得が28万円以上の方で一定以上の所得の方は、現役並み所得者(3割負担)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。この制度改正の影響により、令和4年については、9月にも新しい被保険者証(黄色)を送付します。

2割負担になる方は、施行後3年間は外来の月々の負担増加額が最大3,000円までとなる配慮措置があります。詳しくは、7月の被保険者証送付時に資料を同封いたしますので、ご確認をお願いします。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月21日頃に送付します。保険料を年金からお支払いされている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。

問合せ 保険年金課(保険)⑰番窓口 ☎4302-9956

国民年金基金のご案内

国民年金基金は、国民年金に年金を上乗せする公的な制度です。国民年金の第1号被保険者(自営業等の人)で保険料を納めている20歳以上60歳未満の方や、60歳以上65歳未満の方、海外居住されている方で国民年金に任意加入している方が加入できます。

掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用される等、税制面で優遇措置があります。

問合せ 全国国民年金基金 大阪支部 ☎0120-65-4192
(月～金曜日 9:00～17:30※祝日を除く)

●広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。広告掲載のお問い合わせは政策推進課(政策推進)⑳番窓口へ(☎4302-9683)